

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和元年7月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	リユース業者の買取について
概要	以前リユース業者から事業用として購入したプリンターを購入時の契約内容に従いリユース業者に買取ってもらうことは、廃棄物処理上問題ないか教えてほしい。また、留意すべき点や産業廃棄物のマニフェスト伝票の対応が必要かについても教えてほしい。
対応	<p>今回の様な買取オプションについては、現に破損等しておらず再利用が可能な製品をリユース業者が有価で買取る場合には、廃棄物処理法には抵触しません。また、本件は有価での売渡しなのでマニフェスト伝票は必要ありません。ただし、買取伝票等の証拠書類はマニフェストの代用として5年間保存しておく和良好的でしょう。</p> <p>※産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/manifest.html</p>